

新石川小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定(令和8年2月 27 日改定)

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

②いじめ防止に向けての基本理念

本校は、いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針、横浜市こども・子育て基本条例等の理念を踏まえ、すべての児童が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で安心して生活し、学び、成長できる学校づくりを推進する。

いじめは、どの学校、どの集団、どの児童にも起こり得る重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるという共通認識のもと、未然防止、早期発見、迅速かつ組織的な対応を徹底する。

本校は、いじめを特定の児童や家庭だけの問題とせず、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会全体で解決に取り組む課題として捉える。

また、児童一人ひとりが、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見逃さない」主体的な行動者としての意識を高め、互いの違いを認め合い、尊重し合う人間関係を築くことを通して、安心して過ごせる温かい学校風土の醸成を目指す。そのために「児童の声」を大切にし、いじめ防止プロジェクトや学級活動等におけるいじめ防止の取組に児童自身の意見を反映させていく。

さらに、教職員は、児童の小さな変化やサインを見逃さず、当該児童の立場に立った支援を最優先とし、専門機関とも連携しながら、継続的かつ丁寧な指導・支援を行っていく。また、関係児童の未来を考えた指導・支援も進めていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成

- ・学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、管理職、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成し、必要に応じて心理面でSC（学校カウンセラー）や福祉面でSSW（スクールソーシャルワーカー）などの専門家の参加を求める。
- ・SCやSSWには、必要に応じて、いじめの認知の視点や、当該児童の回復状況の確認や支援について助言を求める。

②運営

- ・学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③活動内容

- ・学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本法や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめ防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

<未然防止・早期発見>

- ・定期的な実態把握や教育相談の実施、相談体制の明確化および日常的な見守りを充実させ、いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・学校ホームページなどで、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

<事案対応>

- ・教職員がいじめを察知した場合やいじめの訴えが児童・保護者からあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有を行い、状況を把握する。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報を行う。

<取組の検証>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく学校教育活動と連動したいじめ防止等の取組の年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクル)

3 学校教育活動と連動したいじめ防止等の取組の年間計画

月	児童	職員	保護者・地域
通年	いじめ防止対策委員会(月1回・臨時)・SC・SSW連携・児童支援部(月1回) いじめ防止プロジェクト活動・横浜プログラム(学級)		
4月	学級開き横浜プログラム	児童引き継ぎ	入学式

	新小っこスタンダードを確認 なかよし活動(自己紹介)横浜プログラム 学年目標決め	年間指導計画作成 職員研修 ①新小っこスタンダード研修 ②新小ユニバーサルデザイン研修 ③児童理解研修 ④横浜プログラム研修 ⑤いじめ防止研修	懇談会で基本方針説明
5 月	なかよし活動(新体力テスト) 横浜子ども会議に向けたいじめ防止の授業の実施横浜プログラム →5・6 年いじめ防止プロジェクト発足 交通安全教室(1・4 年) いじめアンケート(記名式)実施 子ども面談	保護者面談(特別支援)	学校運営協議会
6 月	YPアセスメント実施① なかよしウィーク横浜プログラム 情報モラル出前授業(LINE)	YP支援検討会①	学家地連
7 月	横浜子ども会議(中学校ブロック交流会) SOSの出し方教育プログラム横浜プログラム 非行防止教室		保護者面談
8 月	横浜子ども会議(区交流会)	職員研修(人権研修)	
9 月	なかよしウィーク横浜プログラム		
10 月	なかよし活動(運動会に向けて)運動会		学校運営協議会
11 月	地区懇談会(中学ブロックでの話し合い) いじめアンケート(記名式)実施 子ども面談 YP アセスメント実施②	YP支援検討会②	地区懇談会
12 月	いじめ防止月間の取り組み 人権週間の取り組み横浜プログラム		保護者面談 学校運営協議会

	薬物乱用防止教室		
1 月		新小っこスタンダード見直し・検討	
2 月	なかよしウィーク横浜プログラム	学校いじめ防止基本方針見直し・改訂	学校運営協議会
3 月		年度の振り返りと次年度への計画立案 新年度への引き継ぎ資料作成	卒業式

4 基本的な対応方針

①いじめの未然防止、早期発見

<未然防止>

- ・「YP アセスメント」・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的活用による、いじめが起こりにくい集団づくりや学級風土の醸成を行う。
- ・「横浜子ども会議」や「いじめ防止月間」に向け、5・6 年生を中心とした、いじめ防止プロジェクトを5月に発足し、児童がいじめについて主体的に話し合い、自分のこととしていじめを考え、自ら行動することができるように支援する。
- ・他者との違いを理解し、様々な価値観が尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組を実施していく。
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめの定義の理解を含む教職員への継続的な研修を実施する。
- ・保護者、地域、関係機関などと連携した、SNS の適切な利用など情報モラル教育の推進を行う。
- ・地区懇談会で、小学生・中学生・先生・保護者・地域の人といじめについて話し合うことで、様々な立場からの意見を聞き、自分ができることは何かを考え、実践していく。
- ・「新小っこスタンダード」に基づき、全教職員が一貫した児童指導を行う。
- ・「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいた、だれもが安心して学習できる環境づくりや授業づくりを推進する。
- ・「一部教科担任制」により、複数職員で一人の児童の様子を見取り、児童理解の充実を図る。
- ・「児童会活動」や「なかよし活動」を通し、児童一人ひとりの主体的な活動を支援する。

<早期発見>

- ・「YP アセスメント」や「いじめアンケート」といった早期発見のためのアンケートを実施する。
- ・アンケートに関連付けた児童との面談を実施する。
- ・児童の心の変化を把握するために、一人一台端末等の活用も含め、ICT 機器等を利用していく。
- ・保護者に対しては、学校における SNS の適切な利用や、児童の変化に気付く視点について周知し、学校と連携していじめの未然防止・早期発見に努める。

- ・担任に限らず、児童指導専任教諭、養護教諭、SC、SSW など話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談、通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることを周知する。

②いじめに対する措置

- ・いじめの発見や訴えがあった場合は、特定の教職員で対応するのではなく、「いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速に組織的に対応していく。
- ・いじめが解消に至るまで支援内容や教職員の役割分担を明確にし、迅速に動く。
- ・当該児童に関しては、事実や心情を聴取し、その児童の気持ちに寄り添って最後まで徹底的に守る。
- ・関係児童に対しては、いじめた行為の背景を踏まえながらも、健全な育成を目的に指導を行う。さらに、保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて協力体制と信頼関係を確立する。
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導を行う。

<いじめの解消>

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が、少なくとも3ヶ月止んでいること

②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

- ・担任及び児童支援専任は、当該児童及び関係児童の人間関係を含む学校生活の様子を経過観察しながら、当該児童及びその保護者に対し、安心して学校生活が送れていることを3ヶ月を目安に面談等で確認する。

5 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③調査の進め方と結果の提供および報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童および保護者に説明の上、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCA サイクル）。

必要がある場合は、新石川小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる